

# 家屋滅失届出書

田村市長 様

令和 年 月 日

届出人  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

下記の家屋を取り壊したので、届出いたします。

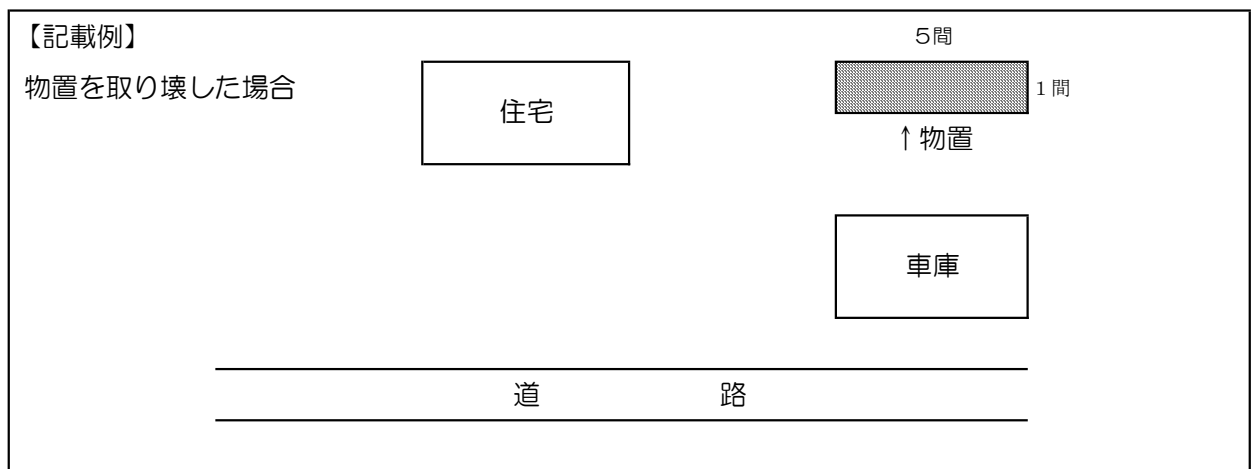
家屋所有者	住所					
	氏名					※市処理欄
滅失家屋	所在地	田村市				
	種類	住宅 車庫 倉庫 物置 その他 ( )				
	構造	造 葺 階建				
	面積	1階	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	一部滅失 滅失面積 m <sup>2</sup>
滅失した年月日	平成・令和 年 月 日 (予定)					
滅失の事由	老朽 建替 増築 改築 災害 ( ) その他 ( )					
今後の建替予定	※無・有に○印で囲み、有の場合は該当する項目に記載してください。					
	無	・	有	( ①住宅・住宅以外 ( ) ②完成(予定)年月日 年 月 日 )		
略 図						

市処理欄

現地確認 ( / )	滅失登録 ( / )	配置図修正 ( / )	住宅用地入力 ( / )	画地異動 ( / )	係長検印	收受印

## 記入上の注意

- ① この届出書は、家屋を取り壊した場合に提出していただく書類です。
- ② この届出書の提出後、担当者が現地確認をいたします。確認ができれば翌年度より課税されません。
- ③ 取り壊しの家屋が複数ある場合は、任意の用紙に所在・種類・構造・床面積を記入し、届出書といっしょに提出してください。（課税明細書のコピーにしるしをしたものも可）
- ④ 不明な点がある場合など、確認のためお電話をすることがありますので、連絡先（電話番号）は必ず記入してください。
- ⑤ 「略図」欄には、家屋が複数ある場合、取り壊した家屋の位置関係を記入してください。



- ⑥ 毎年1月1日現在に存在する家屋が、その年の固定資産税の課税対象になりますので、提出が1月2日以降になりますと、担当者の確認ができなため、その年の固定資産税は課税されますのでご了承ください。

### 問合せ・提出先

#### 田村市役所 市民部 税務課

〒963-4393 福島県田村市船引町船引字畑添76番地2

TEL (0247)81-2119

もしくは、各行政局（市税窓口）まで

滝根行政局 〒963-3692 田村市滝根町神俣字関場118番地

TEL (0247)78-2111

大越行政局 〒963-4192 田村市大越町上大越字水神宮62番地1

TEL (0247)79-2111

都路行政局 〒963-4701 田村市都路町古道字本町33番地4

TEL (0247)75-2111

常葉行政局 〒963-4692 田村市常葉町常葉字町裏1番地

TEL (0247)77-2111